

『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業に係る連合体協定書

(名 称)

第1条 『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業に係る連合体は、
連合体(以下「当連合体」という。)と称する。

(目 的)

第2条 当連合体は、大阪市が公募する『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業(以下「本事業」という。)を共同連帯して実施することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 当連合体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当連合体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は大阪市と締結する土地等の使用期間の終了日とする。ただし、この存続期間を経過しても当連合体に係る本事業の履行後6ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当連合体が大阪市との間で本事業について契約できなかった場合には、当連合体は第1項の規定にかかわらず、大阪市が本事業について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当連合体の構成員は、次のとおりとする。(支店の場合は支店名)

- 1 名称.....
- 2 名称.....
- 3 名称.....
- 4 名称.....
- 5 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当連合体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当連合体の代表者は、本事業に関し、当連合体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 大阪市及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって応募提案、協定書の締結、合意書の締結、契約の締結、に関する権限。
- (3) 当連合体に属する財産を管理する権限。
- (4) その他本事業に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、(様式11)実施体制表に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当連合体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の

分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第 12 条 本事業の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第 13 条 構成員がその分担業務に関し、大阪市、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 構成員は、大阪市及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 構成員は、大阪市及び他の構成員全員の承認がなければ当連合体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、大阪市の指示に従い本事業を完成する。

(本事業の途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが本事業の途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 17 条 当連合体が解散した後においても、契約の不履行があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり.....連合体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....印

所在地.....

名 称.....

代表者.....印

所在地.....

名 称.....

代表者.....印

所在地.....

名 称.....

代表者.....印

所在地.....

名 称.....

代表者.....印